

リンゴすす斑病の発生が多い園地における防除対策

【 1 成果概要】

リンゴすす斑病は、果面に汚れを生じ果実の商品価値を著しく低下させる病害であり、「ふじ」をはじめとする晩生種での被害が多くみられます。従来の防除対策として、9 月上・中旬の特別散布がありますが、さらに防除効果を高める防除方法を明らかにしました。



リンゴすす斑病の病徴

果面に病原菌の菌糸（右下）が繁殖してすす斑を生じる

通常の園地

9 月中旬（最終散布）は、ストライド顆粒水和剤（1,500 倍）、オーソサイド水和剤 80（800 倍） および アリエッティ C 水和剤（800 倍） のいずれかを選択します。

例年発生が多い園地

上記に加えて、8 月上旬にフリントフロアブル 25（2,000 倍） を選択します。

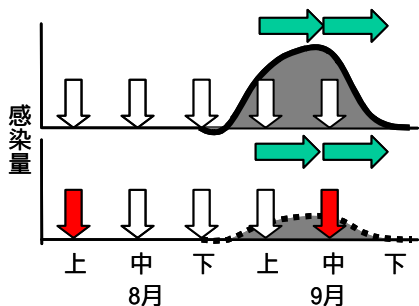


図 1 すず斑病の現行体系（上）と新体系（下）

図中の「↓」は散布時期、「▲」は果面保護効果を示す
 現行体系は、9 月上・中旬の散布で果実感染を防止。
 新防除体系は、9 月の果実感染量の低減と感染後の病斑の進展の抑制効果のある薬剤を選択したもの

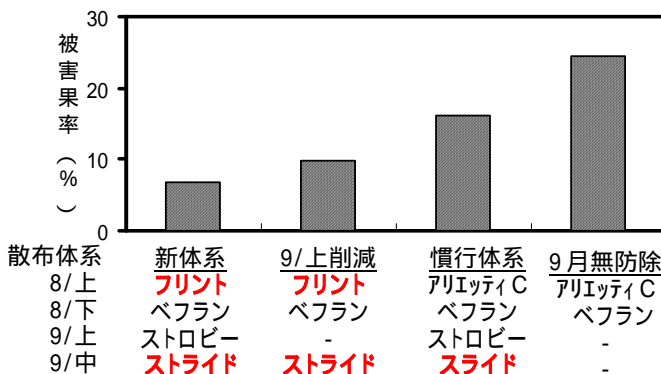


図 2 多発園場における 8～9 月の薬剤選択と防除効果
 赤字は効果の高い薬剤

多発園場では、年によっては慣行防除（9 月上・中旬の特別散布）でも発生が多い。そこで、8 月上旬にフリントを選択（新体系）することで、防除効果が高まる。
 9/上削減と慣行体系はほぼ同等の防除効果

【 2 効果】

すす斑病による果面汚染が減少し、高品質な果実の生産につながります。

【 3 留意事項】

- すす斑病の防除は 9 月上・中旬の特別散布を基本とし、その防除体系において上記薬剤を選択します。
- 9 月上旬の散布を省略するために、上記の薬剤選択に加えて 8 月下旬に果面保護効果の持続性の優れたベフラン液剤 25（1,500 倍）を選択することで、慣行（9 月の特別散布を 2 回実施）とほぼ同等の防除効果が期待されます。
- 防除効果を高めるためにも、夏期剪定を実施し薬液が樹全体に十分かかる樹形に整えましょう。

【 4 適応対象】

- 1 地帯 県内全域
- 2 対象者 普及センター等の営農指導者

担当研究室 環境部 病理昆虫研究室

〒024-0003 北上市成田 2 0 - 1

TEL. 0197-68-4424 FAX. 0197-71-1085